

# 国立大学法人宮崎大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末手当(賞与)の額は、その職務実績を勘案して学長が必要と認めた場合には、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し又は、減額できることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 人事院勧告に伴い平成24年4月1日より俸給表の引き下げ改定を行った。また、給与特例に伴い国家公務員に準じて、平成24年7月1日より俸給、異動保障給、広域異動給、期末手当それぞれ100分の9.77を乗じて得た額を減ずることとした。

理事 法人の長に同じ

理事(非常勤) 給与特例に伴い平成24年7月1日より日額42,000円を38,000円に改定した。

監事 法人の長に同じ

監事(非常勤) 人事院勧告に伴い平成24年4月1日より日額33,000円から38,000円を日額32,000円から37,000円に改定した。また、給与特例に伴い平成24年7月1日より日額32,000円から37,000円を29,000円から34,000円に改定した。

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,151	千円 10,942	千円 4,209	千円 ( )			
A理事	千円 12,920	千円 9,274	千円 3,567	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 12,842	千円 9,274	千円 3,567	千円			
C理事	千円 12,891	千円 9,274	千円 3,567	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 11,484	千円 7,183	千円 2,946	千円 574 (異動保障給) 24 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)			◇
E理事 (非常勤)	千円 1,507	千円 1,454	千円	千円 53 (通勤手当)			
A監事	千円 11,251	千円 8,006	千円 3,079	千円 164 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,294	千円 1,164	千円	千円 130 (通勤手当)	H24.4.1		

注1:「異動保障給」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在籍していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について、千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理を行う。  
新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等における給与水準等を考慮し、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠し、職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格、降格及び勤勉給の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	毎年1月1日の昇給日に、昇給日前1年間の勤務成績等により決定されるA～Eの5段階の昇給区分に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績の良好な職員が別に定める昇格基準を満たしたときは、1級上位の級に昇格させることができる。
降格	職員が、就業規則の規定に基づき降任したときは、下位の級に降格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月期及び12月期の勤勉給は、基準日以前6箇月以内における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年4月1日実施

- ・人事院勧告に基づき国家公務員に準じて、俸給表の引き下げ改定をした。
- ・給与構造改革における経過措置額の2分の1(上限1万円)を減額した。
- ・36歳未満の職員の俸給を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸上位に調整した。
- ・医学部附属病院における救命救急センター設置に伴い、医師に夜間診療・看護等手当(1回25,000円)、技師に夜間診療・看護等手当(深夜全部:3,000円、深夜における勤務時間が4時間以上である場合:1,400円、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合:1,200円、深夜における勤務時間が2時間未満である場合:800円)を支給することとした。また、ヘリコプター搭乗手当として、医師に1回5,000円、看護師及び技師に1回3,000円を支給することとした。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

・実施時期:平成24年7月～平成26年3月

・俸給表関係の措置の内容

- 一般職員俸給表2級以下(△4.77%:役職員業務特殊手当により実質△3.77%)
- 一般職員俸給表3～6級(△7.77%:役職員業務特殊手当により実質△6.77%)
- 一般職員俸給表7级以上(△9.77%:役職員業務特殊手当により実質△8.77%)
- 技能・労務職員俸給表3級以下(△4.77%:役職員業務特殊手当により実質△3.77%)
- 技能・労務職員俸給表4级以上(△7.77%:役職員業務特殊手当により実質△6.77%)
- 教育職員Ⅰ俸給表2級以下(△4.77%:役職員業務特殊手当により実質△3.77%)
- 教育職員Ⅰ俸給表3～4級(△7.77%:役職員業務特殊手当により実質△6.77%)
- 教育職員Ⅰ俸給表5级以上(△9.77%:役職員業務特殊手当により実質△8.77%)
- 教育職員Ⅱ俸給表2級以下(△4.77%:役職員業務特殊手当により実質△3.77%)
- 教育職員Ⅱ俸給表特2级以上(△7.77%:役職員業務特殊手当により実質△6.77%)
- 医療職員Ⅰ俸給表2級以下(△4.77%:役職員業務特殊手当により実質△3.77%)
- 医療職員Ⅰ俸給表3～7級(△7.77%:役職員業務特殊手当により実質△6.77%)
- 医療職員Ⅰ俸給表8級(△9.77%:役職員業務特殊手当により実質△8.77%)
- 医療職員Ⅱ俸給表2級以下(△4.77%:役職員業務特殊手当により実質△3.77%)
- 医療職員Ⅱ俸給表3～6級(△7.77%:役職員業務特殊手当により実質△6.77%)
- 医療職員Ⅱ俸給表7級(△9.77%:役職員業務特殊手当により実質△8.77%)

・諸手当関係の措置の内容

- (1) 役職給：当該職員の役職給の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる  
(△10.00%：役職員業務特殊手当により実質△9.00%)
- (2) 異動保障給：当該職員の俸給月額に対する異動保障給の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職給に対する異動保障給の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる
- (3) 広域異動給：当該職員の俸給月額に対する広域異動給の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職給に対する広域異動給の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる
- (4) 期末給：当該職員が受けるべき期末給の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減ずる (△9.77%：役職員業務特殊手当により実質△8.77%)
- (5) 勤勉給：当該職員が受けるべき勤勉給の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減ずる (△9.77%：役職員業務特殊手当により実質△8.77%)

・国と異なる措置の概要

実施時期は、労使交渉により平成24年7月から実施

国家公務員の給与減額支給措置に準拠し、国家公務員と同等の削減率で俸給月額等の引き下げを実施し、役員を除く教職員には、役職員業務特殊手当として次の職種は減額する額を支給し、他の職種は減額率の1%に相当する額（俸給表関係の措置の内容のカッコ内に記載のとおり）を支給した。

1. 教育文化学部附属学校・園に勤務する教育職員
2. 医学部附属病院に勤務する技能・労務職員、医療職員及び看護職員
3. 医学部医事課（栄養管理室に限る）に勤務する技能・労務職員及び医療職員
4. 非常勤職員
5. 期末・勤勉給の支給対象とならない職員

(役員について)

・実施時期：平成24年7月～平成26年3月

・減額措置の内容

俸給月額の内容：俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減ずる

・諸手当関係の措置の内容

- (1) 異動保障給：当該役員の俸給月額に対する異動保障給の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減ずる
- (2) 広域異動給：当該役員の俸給月額に対する広域異動給の月額に100分の9.77を乗じて得た額を減ずる
- (3) 期末手当：当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減ずる

・国と異なる措置の概要

実施時期は、平成24年7月から実施

平成24年10月1日実施

・医学部附属病院において診療等を行う裁量労働制適用の職員に、支給されている診療従事手当（月額50,000円）を次期の診療点数報酬改定までの間、教授50,000円、准教授40,000円、講師30,000円、助教20,000円を病院収入予算より増額支給することとした。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1202	43.7	6,115	4,619	54	1,496
事務・技術	294	42.5	4,961	3,767	64	1,194
教育職種 (大学教員)	510	48.4	7,657	5,766	59	1,891
医療職種 (病院看護師)	271	36.4	4,702	3,564	43	1,138
技能・労務職種	14	54.1	5,102	3,829	33	1,273
教育職種 (附属義務教育学校教員)	50	41.5	6,466	4,912	43	1,554
医療職種 (病院医療技術職員)	61	41.2	5,075	3,821	41	1,254
その他の医療職種 (看護師)	2					
再任用職員	11	62.8	3,038	2,541	46	497
事務・技術	6	63.2	2,621	2,243	38	378
技能・労務職種	3	62.2	3,655	2,930	41	725
医療職種 (病院医療技術職員)	2					
非常勤職員	288	33.9	3,828	2,927	52	901
事務・技術	49	41.6	3,037	2,316	76	721
教育職種 (大学教員)	45	41.7	5,667	4,323	55	1,344
医療職種 (病院看護師)	131	27.9	3,726	2,863	37	863
技能・労務職種	29	38.5	3,068	2,312	77	756
教育職種 (附属義務教育学校教員)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	33	31.1	3,510	2,679	53	831
(年俸制適用者)						
非常勤職員	12	37.8	6,430	6,430	30	0
教育職種 (大学教員)	12	37.8	6,430	6,430	30	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)、再任用職員の医療職種(病院医療技術職員)並びに非常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

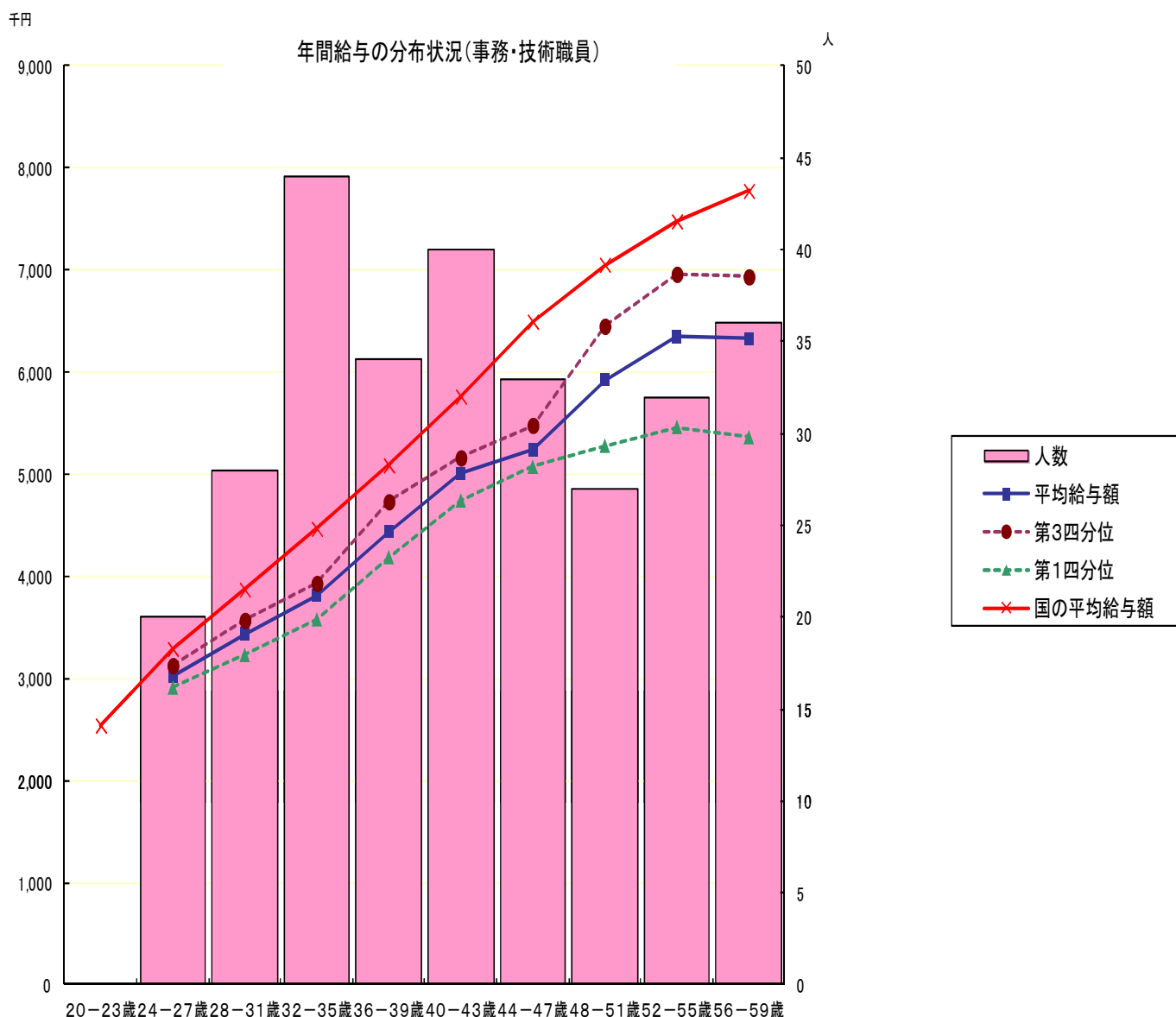
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注6:再任用職員の表について、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注7:非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

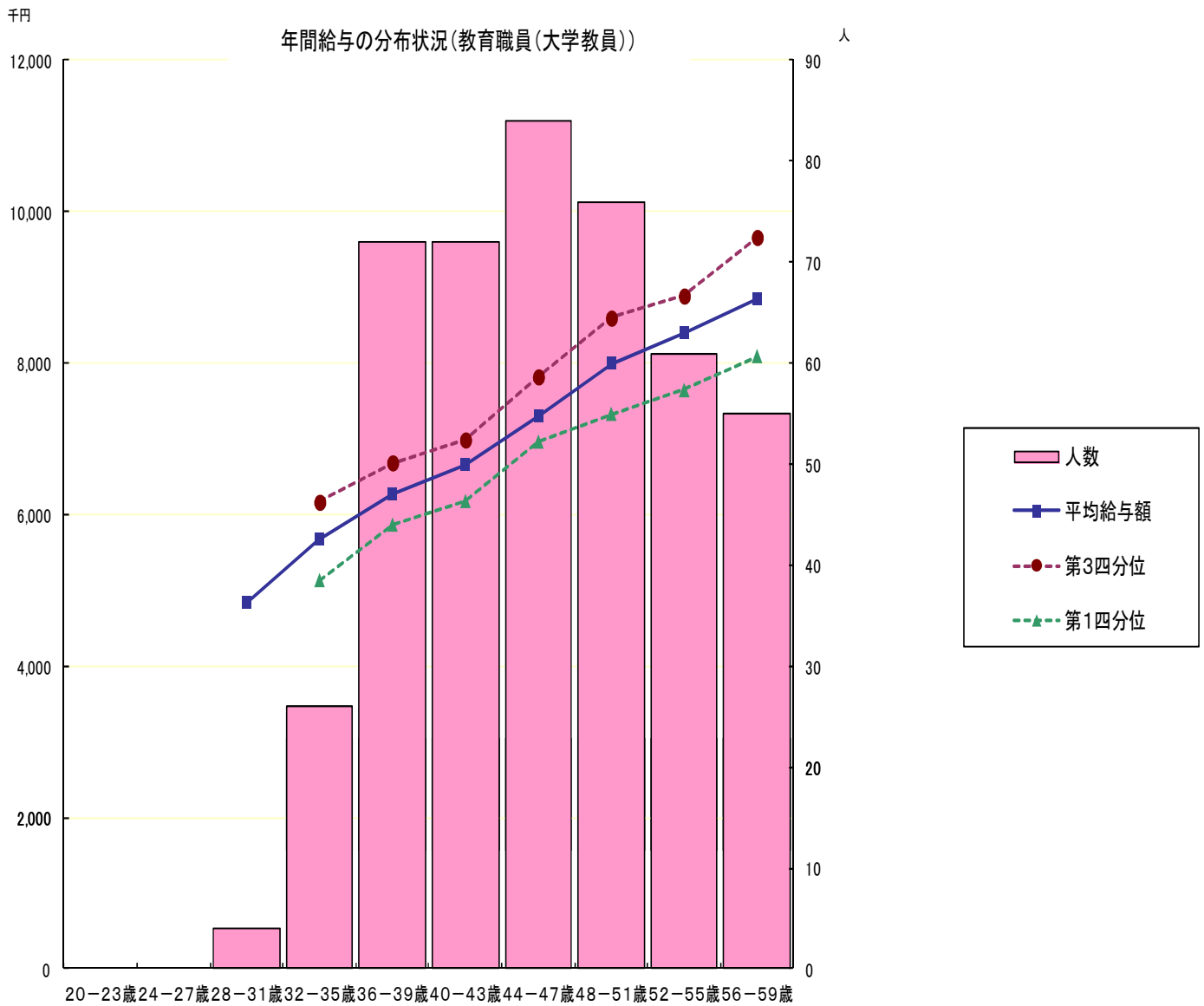
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

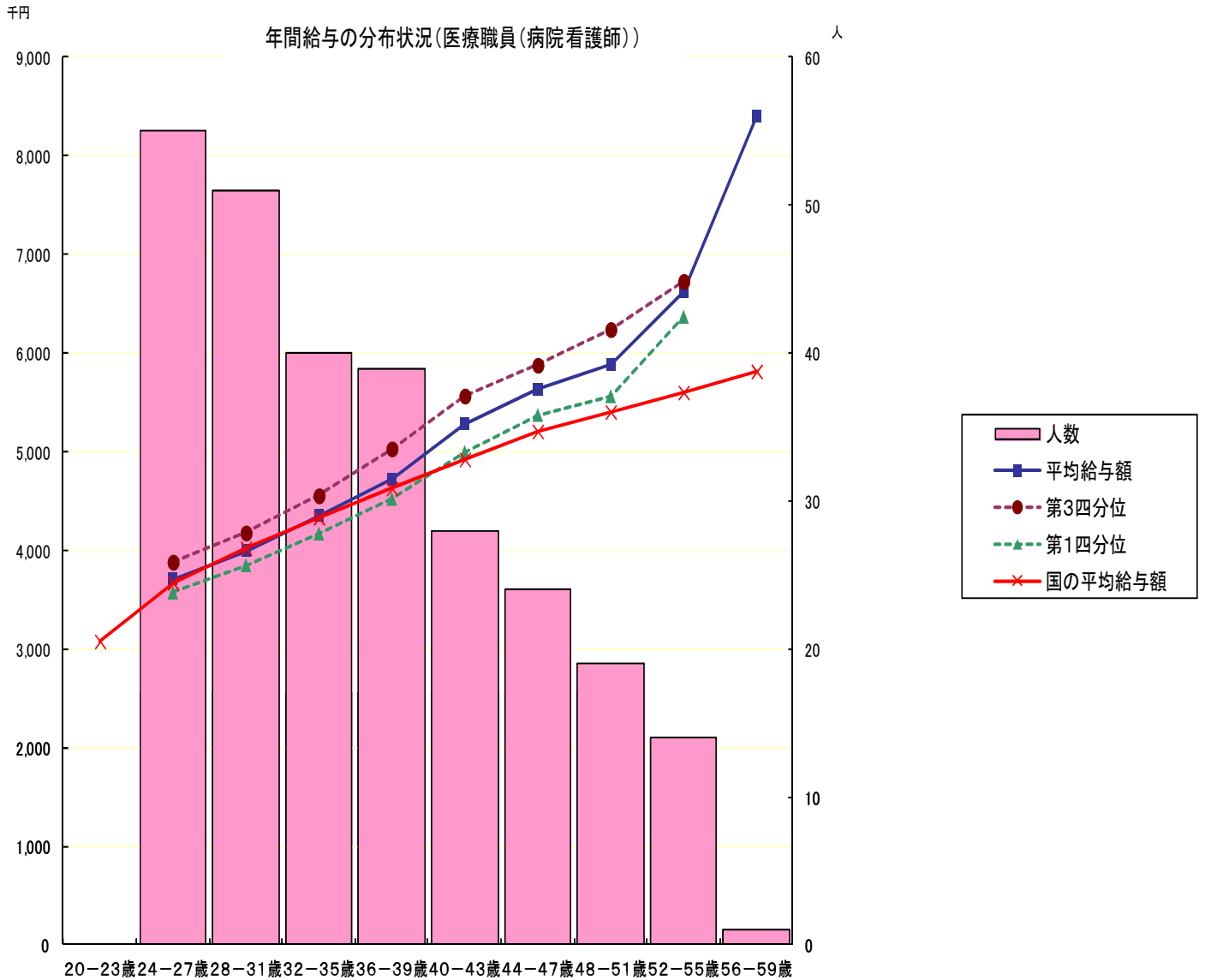
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	千円		千円
				千円	千円	千円
代表的職位	部長	5	55.9	8,263	8,787	9,381
	課長	21	55.3	6,895	7,189	7,236
	次長(課長補佐)	27	52.7	6,363	6,534	6,827
	係長	109	45.1	4,840	5,123	5,447
	主任	18	42.9	3,855	4,584	5,281
	係員	114	34.6	3,350	3,750	4,139



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
				第1分位	第3分位		
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位	教授	170	56.3	8,542	9,128	9,722	
	准教授	142	47.2	6,970	7,420	7,913	
	講師	41	45.4	6,453	6,944	7,724	
	助教	151	41.5	5,884	6,329	6,835	
	教務職員	6	48.3	4,831	4,881	5,226	



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
		人	歳	千円		千円
代表的職位	看護部長	1	—	—	—	—
	副看護部長	3	54.2	—	7,502	—
	看護師長	24	50.0	5,979	6,207	6,401
	副看護師長	55	42.3	4,939	5,344	5,749
	看護師	188	32.6	3,798	4,196	4,540

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。また、副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示しない。



③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	次長	課長 次長
人員 (割合)	294 人	26 人 (8.8%)	95 人 (32.3%)	120 人 (40.8%)	19 人 (6.5%)	23 人 (7.8%)
年齢(最高 ～最低)		30～24 歳	58～27 歳	59～34 歳	59～41 歳	59～41 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,766 ～2,027 千円	3,845 ～2,394 千円	4,611 ～2,831 千円	5,586 ～4,015 千円	5,570 ～4,995 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,533 ～2,698 千円	5,017 ～3,161 千円	6,167 ～3,709 千円	7,275 ～5,384 千円	7,275 ～6,518 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6 人 (2.0%)	5 人 (1.7%)	該当者なし ( ) 人	該当者なし ( ) 人	該当者なし ( ) 人
年齢(最高 ～最低)		59～53 歳	59～50 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,634 ～5,422 千円	7,204 ～5,917 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		8,606 ～7,213 千円	9,537 ～8,029 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	510	6 人 (1.2%)	151 人 (29.6%)	41 人 (8.0%)	142 人 (27.8%)	170 人 (33.3%)	該当者なし ( ) 人
年齢(最高 ～最低)		56～39 歳	64～29 歳	59～31 歳	63～34 歳	65～42 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,250 ～2,788 千円	6,080 ～3,630 千円	6,618 ～3,471 千円	7,480 ～4,147 千円	8,811 ～5,180 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,551 ～3,668 千円	7,584 ～4,804 千円	8,697 ～4,603 千円	9,493 ～5,702 千円	11,685 ～7,000 千円	～ 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	271	該当者なし ( ) 人	188 人 (69.4%)	55 人 (20.3%)	24 人 (8.9%)	3 人 (1.1%)	該当者なし ( ) 人	1 人 (0.4%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	49～25 歳	55～30 歳	55～42 歳	54～53 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	4,484 ～2,519 千円	4,812 ～2,987 千円	5,017 ～4,046 千円	5,708 ～5,530 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	5,871 ～3,329 千円	6,377 ～3,994 千円	6,731 ～5,554 千円	7,620 ～7,390 千円	～ 千円	～ 千円

注:各級における人員が2人以下の級については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.4	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.6	% 34.7
	最高～最低	% 45.2～32.3	% 44.7～30.4	% 44.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.4	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 40.5～31.0	% 37.8～28.6	% 37.9～29.8

(教員職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 64.8	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 35.2	% 36.7
	最高～最低	% 51.0～32.8	% 44.8～30.6	% 46.5～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.7	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 32.3	% 33.6
	最高～最低	% 42.4～31.6	% 39.6～29.6	% 41.0～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.5	% 64.2	% 62.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.5	% 35.8	% 37.1
	最高～最低	% 40.5～34.5	% 37.8～31.9	% 39.1～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.8～29.1	% 39.1～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.7

対他の国立大学法人等

93.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

104.2

対他の国立大学法人等

98.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	84.7
	参考	地域勘案 92.4 学歴勘案 85.4 地域・学歴勘案 92.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 32.1% (国からの財政支出額 11,943百万円、支出予算の総額 37,251百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から適切な給与水準となっていると考えられる。	
講ずる措置	—	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	104.2
	参考	地域勘案 106.7 学歴勘案 104.1 地域・学歴勘案 106.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 32.1% (国からの財政支出額 11,943百万円、支出予算の総額 37,251百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 附属病院の看護師を含むコメディカル職員については、給与特例法による給与削減対象外としているため、給与水準が高くなっていると考えられる。	
講ずる措置	—	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,059,036	千円 9,296,725	千円 (%) △ 237,689 (△2.6)	千円 (%) △ 283,298 (△3.0)
退職手当支給額 (B)	千円 762,785	千円 1,350,427	千円 (%) △ 587,642 (△43.5)	千円 (%) 149,827 (24.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,003,408	千円 3,677,729	千円 (%) 325,679 (8.9)	千円 (%) 616,061 (18.2)
福利厚生費 (D)	千円 1,694,267	千円 1,635,569	千円 (%) 58,698 (3.6)	千円 (%) 159,407 (10.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 15,519,496	千円 15,960,450	千円 (%) △ 440,954 (△2.8)	千円 (%) 641,997 (4.3)

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

###### 「給与、報酬等支給総額」

給与と特例法に伴う給与削減を平成24年7月から実施したこと等に伴い、対前年度比△2.6%となった。増減額(△237,689円)の内訳は以下のとおり

役員: △4,965千円(△5.8%)

職員: △232,724千円(△2.5%)

###### 「最広義人件費」

給与、報酬等支給総額は、人事院勧告に伴う俸給表改正による減額を平成24年4月から、給与特例法に伴う給与減額等を「Ⅱ職員給与について」ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点に記載しているとおり平成24年7月より実施したこと等により前年度比△2.6%となり、退職手当支給額が退職者の減、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に基づき退職手当を減額したことにより、前年度比△43.5%となったが、非常勤役職員等給与は附属病院において、救命救急センター設置に伴う医療職員の増員や夜間診療手当の新設により前年度比8.9%増となった。また、福利厚生費も法定福利費の負担金割合の増等により、3.6%増となった。このような状況により最広義人件費は対前年度比△2.8%となった。

##### ②退職手当支給額について

平成24年度の退職者が対前年度△5人であったこと、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から、以下の措置を講ずることとしたことにより、対前年度比△43.5%となった。

役員に関する講じた措置の概要・・・退職手当法の改正に準じて、調整率を100分の104から100分の98に改定した額を支給することとした。

職員に関する講じた措置の概要・・・退職手当法の改正に準じて、調整率を100分の104から100分の98に改定した額を支給することとした。

増減額(△587,642千円)の内訳は以下のとおり

役員: △52,827千円(△100%)

職員: △534,815千円(△41.2%)

##### ③「非常勤役職員等給与」欄に含まれる役職員の給与減額支給措置について

非常勤役員は、給与特例に伴い給与日額を平成24年7月1日より非常勤理事△4,000円、非常勤監事△3,000円とした。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から、以下の措置を講ずることとした。

役員に関する講じた措置の概要・・・退職手当法の改正に準じて、調整率を100分の104から100分の87(平成25年9月30日までは、100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは、100分の92)に改定した額を支給することとした。

職員に関する講じた措置の概要・・・退職手当法の改正に準じて、調整率を100分の104から100分の87(平成25年9月30日までは、100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは、100分の92)に改定した額を支給することとした。